

補助対象事業		⑧ 空き店舗対策事業	
概要		補助対象者が、商店街の空き店舗の解消を目的とした事業を実施する際の改装費や広告費に助成し、空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。	
出店者		以下の条件を全て満たすもの ① 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの ② 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者 ③ 出店場所での事業継続が見込める者 ④ 倉敷市税を完納しているもの ⑤ 飲食店の場合、午後6時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長いこと。 ※昼間とは、午前6時～午後6時、夜間とは午後6時～午前6時とする。 ⑥ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること。	
補助対象経費		工事請負費、広告料	
補助率		補助対象経費の1／3以内	
補助上限額		100万円	
申請書類	交付申請	商店街団体が作成・準備するもの	出店者が作成・準備するもの
		様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体が事業実施を認めた議事録 商店街団体の定款等 空き店舗の位置図	様式5号 出店者調書 様式12号 誓約書 補助対象事業の見積書 補助対象事業の内容が確認できる図面 写真(補助事業実施前のもの) 出店者の市税納税証明書 (法人の場合)全部事項証明書 事前確認報告書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後)	事業の見積書 事業内容が確認できる図面
	実績報告	様式9号 補助事業実績報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書	口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる写真
備考		○ 空き店舗とは、退店後30日(新築の場合は概ね1年)以上テナント募集期間があった店舗 ○ 工事請負費には、①造り付けの造作物(家具・棚、看板等)の作成経費、②建物と一体となって機能する又は建物に固定して使用する照明・空調・給排水・ガス等の設備機器及びその設置に要する経費を含む。 ○ 市内に主たる事業所を有する業者に発注する工事のみ対象とする。 ○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	